

橋梁定期点検業務積算基準及び標準歩掛

令和8年4月

長野県建設部道路管理課

橋梁定期点検業務積算基準

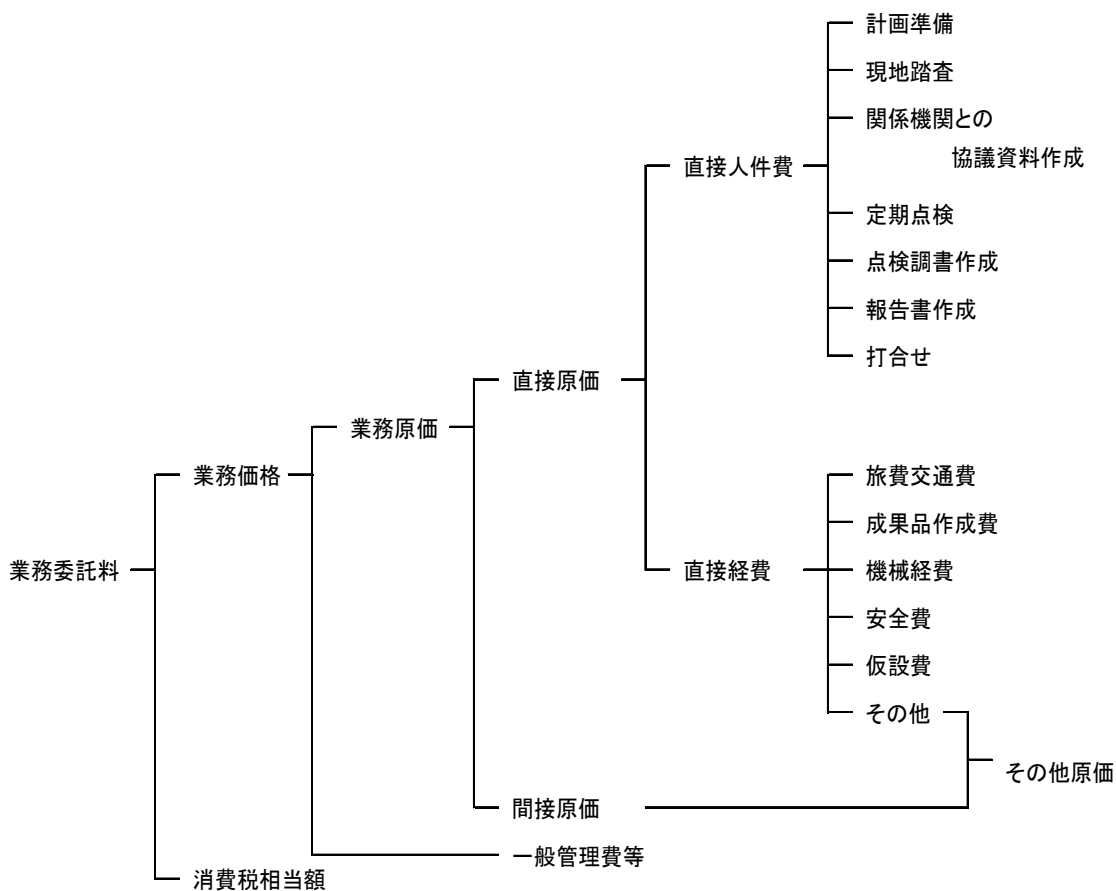
1 適用範囲

この積算基準は、「長野県道路橋定期点検要領（令和8年4月）長野県建設部道路管理課」（以下、「定期点検要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

なお、上記資料に改定が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

2 業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

イ. 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

a 旅費交通費

b 成果品作成費

c 機械経費

d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

e 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ. 間接原価

間接原価は「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）第4編 第1章 第4節 4-2 橋梁定期点検業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ. 一般管理費等

一般管理費等は、「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）第4編 第1章 第4節 4-2 橋梁定期点検業務等積算基準」による。

3 業務委託料の積算

長野県建設部「積算基準及び標準歩掛（計画調査編）第3編 土木設計業務等積算基準」に準ずる。
なお、機械経費については6により計上すること。

4 業務内容

(1) 計画準備

橋梁台帳等出力、業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。

1) 橋梁台帳等出力

点検に先立って、橋梁台帳、過年度の点検調書、補修履歴等の出力を行う。なお、必要

に応じて計上することとする。また、印刷した資料を貸与する場合は計上しないこと。

2) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。新技術等の活用検討を含む。

3) 部材番号図の作成及び修正

「定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図の修正を行う。

なお、既存の定期点検の部材番号図を活用する場合は計上しないこと。

(2) 現地踏査

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

橋梁定期点検において必要な関係機関（鉄道事業者、河川管理者等）との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(4) 定期点検

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。

(5) 点検調書作成

点検結果をもとに、「定期点検要領」別紙6（状態の把握の記録様式 [県様式（その1～5）]）及び別紙7（点検表記録様式 [様式1～3]）に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「定期点検要領」付録1: 橋梁点検チェックシート [県様式（その4-1～3）]）の判断基準による。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。なお、点検調書等は道路施設維持管理システムに入力することによりデータ作成を行うものとする。

(7) 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な

な資料等の貸与を行う。

(b) 中間打合せ

現地踏査時終了時、現地での点検終了時、道路橋毎の健全性の診断終了時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。

(c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5 標準歩掛

(1) 計画準備

1) 橋梁台帳等出力

(1業務当り)

| 区 分 \ 職 種 | | 直 接 人 件 費 | | | | |
|-------------|-------------------|-----------|-----|-----|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 橋梁台帳等 出力 | 30 橋未満 | | | | 0.60 | 0.60 |
| | 30 橋以上 40 橋未満 | | | | 0.90 | 0.90 |
| | 40 橋以上 50 橋未満 | | | | 1.20 | 1.20 |
| | 50 橋以上 100 橋未満 | | | | 1.50 | 1.50 |
| | 100 橋以上 | | | | 3.00 | 2.00 |

(注) 1. 台帳出力は必要に応じて計上すること。(貸与する場合は計上しない。)

2. 実橋梁数にて計上する。

2) 業務計画書作成

(1業務当り)

| 区 分 \ 職 種 | | 直 接 人 件 費 | | | | |
|-------------|-------------------|-----------|------|-----|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 業務計画書 作成 | 30 橋未満 | 0.60 | 0.60 | | 2.40 | 2.00 |
| | 30 橋以上 40 橋未満 | 0.90 | 0.90 | | 3.60 | 3.00 |
| | 40 橋以上 50 橋未満 | 1.20 | 1.20 | | 4.80 | 4.00 |
| | 50 橋以上 100 橋未満 | 1.50 | 1.50 | | 6.00 | 5.00 |
| | 100 橋以上 | 1.50 | 2.00 | | 7.50 | 7.00 |

(注) 1. 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

2. 実橋梁数を計上する。

3) 部材番号図の作成及び修正

(1日当たり)

| 区 分 \ 職 種 | | 直 接 人 件 費 | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----|-----|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 部材番号図の作成 | コンクリート橋 | | | | 0.35 | 1.05 |
| | 鋼 橋 | | | | 1.05 | 1.05 |
| 部材番号図の修正 | コンクリート橋 | | | | 0.35 | 0.70 |
| | 鋼 橋 | | | | 0.35 | 1.05 |

- (注) 1. 作成・修正日数Dは橋梁毎に算出すること。
 2. 作成・修正面積及び日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 3. 部材番号図の修正は、構造変更等がある場合に計上する。
 4. 既存の定期点検の部材番号図を活用する場合は計上しない。

部材番号図の作成日数は、以下の算定式により算出する。

$$D = A_1 / y$$

A_1 : 部材番号図作成面積

$$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)}$$

$$y : \text{日当たり作成面積} \quad \begin{array}{l} \text{コンクリート橋} \quad y = 9.44 \times A_1^{0.75} \\ \text{鋼橋} \quad y = 7.55 \times A_1^{0.85} \end{array}$$

部材番号図の修正日数は、以下の算定式により算出する。

$$D = A_2 / y$$

A_2 : 部材番号図修正面積

$$A_2 = \text{対象径間長} \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)}$$

$$y : \text{日当たり作成面積} \quad \begin{array}{l} \text{コンクリート橋} \quad y = 22.51 \times A_2^{0.64} \\ \text{鋼橋} \quad y = 7.86 \times A_2^{0.85} \end{array}$$

(2) 現地踏査

(10橋当り)

| 区 分 \ 職 種 | | 直 接 人 件 費 | | | | |
|-----------|----|-----------|-----|------|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 現地踏査 | 外業 | 1.50 | | 1.50 | 2.00 | |
| | 内業 | | | 2.00 | 1.50 | 1.50 |
| | 計 | 1.50 | | 3.50 | 3.50 | 1.50 |

(注) 1. 外業には橋梁間の移動時間も含む。

2. 既存の定期点検資料を活用する場合(2巡目以降の点検)は、内業について、上記歩掛の50%とする。(外業については、上記歩掛の100%とする。)

(3) 関係機関との協議資料作成

(10機関当り)

| 区 分 \ 職 種 | | 直 接 人 件 費 | | | | |
|------------------|----|-----------|-----|------|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 関係機関との 協議資料作成 | 外業 | | | 3.00 | 3.00 | |
| | 内業 | | | 4.00 | 2.50 | 1.50 |
| | 計 | | | 7.00 | 5.50 | 1.50 |

(注) 1. 外業は関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。

2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費は、別途計上すること。

3. 機関数は、協議資料作成を行う機関にて計上する。

4. 既存の定期点検資料を活用する場合(2巡目以降の点検)は、上記歩掛の50%とする。

(4) 定期点検

1) 特定の溝橋等

(10橋当たり)

| 幅員 (m) | 橋長 (m) | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
|-----------|--------------|------|-----|------|------|-----|
| 8 m程度 | 2 以上 5 以下 | | | 1.60 | 1.60 | |
| | 5 を超え 10 以下 | | | 2.70 | 2.70 | |
| | 10 を超え 15 以下 | | | 3.30 | 3.30 | |

- (注) 1. 上記歩掛は、橋梁 15m以下の第三者被害の恐れのない単径間の床版橋、H鋼桁橋にも適用することができる。
2. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途「仮設費」を計上のこと。
3. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
4. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

2) 特定の溝橋等以外

(1日当たり)

| 区 分 | 職 種 | 直 接 人 件 費 | | | | |
|---------|-----|-----------|-----|------|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 定 期 点 検 | | | | 1.30 | 1.50 | 1.00 |

- (注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。
2. 足元条件は表 1. 1によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。
6. 橋梁点検の内業（結果とりまとめ）は「(5) 点検調書作成」で計上する。
7. 仮設費（作業用足場等近接手段）は別途計上する。
8. 定期点検面積及び点検日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。
9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1 橋当たりの点検日数D（日／橋）は、以下の算定式により算出する。

なお、1日＝8時間（h）とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y b) \times K_1} + D m$$

A₁：定期点検面積（m²）

A₁＝橋長×全幅員（地覆外縁間距離）

Y b：1時間当りの基準作業量（m²/h）

$Y_b = a \times A_1^b$ (ただし、 Y_b はそれぞれ最大作業量までとする。)
 なお、 $a=5.62$, $b=0.42$, 最大作業量 $170 \text{ m}^2/\text{h}$ とする。

K_1 : 足元条件係数

表 1. 1 足元条件と係数

| 足元条件 | 係数 (K_1) | 足元条件 | 係数 (K_1) |
|------|--------------|------|--------------|
| 地上 | 1.00 | 点検車 | 1.20 |
| リフト車 | 0.90 | 足場 | 1.00 |
| 梯子 | 0.90 | 船上 | 1.20 |

D_m : 橋梁間の移動時間

$D_m = 0.1$ (日/橋)

(5) 点検調書作成

(1日当たり)

| 区 分 | 職 種 | 直 接 人 件 費 | | | | |
|--------|-----|-----------|-----|------|------|------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 点検調書作成 | | | | 0.30 | 0.60 | 0.72 |

- (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
 2. 定期点検面積が 300 m²を超える場合の下限值は 1.6 日とする。
 3. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。
 4. 既存の定期点検資料を活用する場合（2 巡目以降の点検）は、上記歩掛の 80% とする。

定期点検の点検調書作成日数D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

$$D = a \times A_1 + b$$

A_1 : 定期点検面積 (m²/橋)

$A_1 =$ 橋長 × 全幅員 (地覆外縁間距離)

表 1. 3 点検調書作成の変数値

| | | a | b | 備考 |
|--------|-----------------------------------|--------|------|-----------|
| 点検調書作成 | 定期点検面積 $A_1 \leq 300 \text{ m}^2$ | 0.0037 | 0.47 | |
| | 定期点検面積 $A_1 > 300 \text{ m}^2$ | 0.0016 | 0.89 | D=1.6 日以上 |

(6) 報告書作成

(1日当たり)

| 区 分 | 職 種 | 直 接 人 件 費 | | | | |
|-----------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 |
| 報 告 書 作 成 | | 0.40 | 0.40 | 0.80 | 0.80 | 1.20 |
| | | -(0.16) | -(0.16) | -(0.32) | -(0.32) | -(0.48) |

- (注) 1. 作成日数は小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$$

N : 実橋梁数 (橋)

(7) 打合せ

中間打合せは2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

6 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当たり)

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|--------------|----------|----------|-----------|--|
| 運転手 | 一般(又は特殊) | 人 | 1 | (注) 1. による |
| 燃料費 | 軽油 | L | | 運転1h燃料消費量×T T: 運転日当たり運転時間 |
| 機械損料 又は賃料 | (〇〇相当) | h (日) | T (Tn) | 運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料) (又は運転日あたり供用日数; Tn) |
| 諸雑費 | | 式 | 1 | 端数処理: 有効数字4桁のまるめ |
| 計 | | | | |

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育が良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。
4. 橋梁点検車賃料数量は、無償貸与機械損料算定表(一般機械)により計上し、使用単価については各業務において公表とする。(運転日あたり供用日数=(5)欄/(4)欄)

7 安全費の積算

安全費とは、当該点検要領を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表－1を標準とする。

表－1 安全費率

| 場 所 \ 地 域 | 大市街地 | 市街地甲 | 市街地乙 都市近郊 | その他 |
|-----------|---------|-------|--------------|-------|
| | 主として現道上 | 17.0% | 15.5% | 12.5% |

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで算出する。

2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。

(2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。